

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 7月 21日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カフシキガイシャ株式会社ニシムラ
 住所 大東市新田本町18番2号
フリガナ代表者氏名 ダイエイウトリシマリヤク代表取締役 ニシムラ西村 キョウジ恭二
 電話番号 072-871-5090
 FAX番号 072-874-1646
 メールアドレス yuuko@nishimura-kk.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 8 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 7 月 2 / 日

届出者

氏名又は名称 株式会社ニシムラ
住 所 大東市新田本町18番2号

代表者氏名 代表取締役 西村 恭二

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキカイシャ ニ シ ム ラ 株式会社ニシムラ		
住 所	大東市新田本町18番2号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>ニシムラ</small> 西村 <small>キョウジ</small> 恭二		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		代表取締役 西村 恭二 取締役 松本 忠 取締役 簗内三枝子 監査役 西村 政江	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4年 7月 2 / 日

申請者

氏名又は名称 株式会社ニシムラ
住 所 大東市新田本町18番2号
代表者氏名 代表取締役 西村 恭二

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府大東市新田本町18番2号
株式会社ニシムラ

会社法人等番号	1220-01-015736	
商号	株式会社ニシムラ	
本店	大阪府大東市太子田二丁目6番16号	
	大阪府大東市新田本町18番2号	平成16年 4月 1日移転
		平成16年 4月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和63年4月20日	
目的	1 浴槽・流し等住宅設備機器の販売、施工及び管工事 2 上下水道施設工事請負業 3 冷暖房設備工事請負業 4 衛生設備工事請負業 5 消防設備工事請負業 6 水道工事にともなう土木工事業 7 その他上記各号に附帯する一切の事業 平成16年 4月27日変更 平成16年 4月28日登記	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成21年 6月23日変更
		平成21年 6月24日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
資本金の額	金2000万円	平成21年 6月23日変更
		平成21年 6月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

大阪府大東市新田本町18番2号
株式会社ニシムラ

役員に関する事項	取締役 西村 恭二	平成29年 5月25日重任 平成29年 5月26日登記
	取締役 松本 忠	平成29年 5月25日重任 平成29年 5月26日登記
	取締役 藪内 三枝子	平成29年 5月25日重任 平成29年 5月26日登記
	大阪市鶴見区茨田大宮四丁目26番2-7号 代表取締役 西村 恭二	平成29年 5月25日重任 平成29年 5月26日登記
	監査役 西村 政江	平成29年 5月25日重任 平成29年 5月26日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年 5月26日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 1月19日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 4年 6月10日

大阪法務局東大阪支局
登記官

柏 本 和 哉

